

令和2年4月28日

保護者 様

京都府立東稜高等学校
校長 中 嶋 知 彦

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業の延長について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止については、御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、府立高校では、5月6日（水）までを臨時休業としてきたところですが、この間の府内の感染状況を踏まえて、下記のとおり、臨時休業を延長することとなりました。御家庭には御負担をおかけしますが、御協力をお願い申し上げます。

なお、休業が長期に及ぶことから、生徒の心身のケアが必要になってきていることに加え、学習に著しい遅れが生じないように課題の配布等適切な対応を実施していきます。

何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業延長の期間

令和2年5月31日（日）まで

※地域の感染状況等を踏まえ、期間の短縮又は延長を行うことがあります。

2 期間中（期間後）の教育活動予定

課題の配布等を実施しますが、詳細は後日本校ホームページに掲載します。

3 留意点

- (1) 臨時休業期間中は、引き続き、生徒の不要不急の外出は避けてください。
- (2) 臨時休業期間中、部活動は禁止です。
- (3) 御家庭においても、手洗いの励行や咳エチケットなど、基本的な感染防止対策を行うようにしてください。また、毎朝の検温など、健康観察に努めてください。
- (4) 引き続き、学校からの連絡は、次の方法で行いますので、確実に連絡がとれるよう御協力をお願いします。
 - ア 学校のホームページ
 - イ PTAお知らせメール
 - ウ 自宅等への電話（ア、イにより連絡が取れないと伺っている場合のみ）
- (5) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（京都市内の方は 075-222-3421、京都市外の方は 075-414-4726）へ御相談いただくとともに、学校へも連絡してください。
- (6) 今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、学校からの連絡には十分に御留意ください。
- (7) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

（連絡先：075-572-2323）